

参考資料－ 1

近鉄高安駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（以下「法」という。）」第26条第1項の規定に基づき、八尾市が近鉄高安駅周辺地域におけるバリアフリー基本構想を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、近鉄高安駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項について調査及び協議を行う。

- (1) 近鉄高安駅周辺地域におけるバリアフリー化状況
- (2) 法第25条第2項各号に関する事項
- (3) その他基本構想の策定に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、20名以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱又は任命する。ただし、専門的意見を聴取するため、アドバイザーとして国及び大阪府の職員を委員に加えることができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 特定事業を実施すると見込まれる事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 大阪府関係機関の者
- (5) 高齢者福祉に関係する者
- (6) 障害者福祉に関係する者
- (7) 自治振興委員会委員
- (8) 公募による者
- (9) 八尾市職員

(会長等)

第4条 協議会には会長及び幹事をおく。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 幹事は、前条第2項第9号委員をもってあて、協議会の円滑な運営を図るため、会長を補佐する。

(会議の招集等)

第 5 条 協議に係る会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、市長直轄組織、健康福祉部、土木部及び建築都市部の共管事項とする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 2 日から実施する。

参考資料－２

近鉄高安駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員

敬称略

	所属・役職等	氏名
委員（会長）	近畿大学理工学部教授	久 隆 浩
委員	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 大阪輸送統括部施設部工務課長兼電気課長	平田 勝己
委員	大阪府八尾土木事務所建設課長	高 階 宏
委員	大阪府八尾警察署交通課長	真 辺 聡 (平成20年9月10日まで)
		山 田 忠 (平成20年9月11日から)
委員	八尾市高齢クラブ連合会専務理事	井 上 栞
委員	八尾市聾者福祉会会長	河 合 周 子
委員	八尾市身体障害者福祉会副会長	南 出 春 千 代
委員	八尾市身体障害者福祉会南高安支部長	中 矢 和 子
委員	八尾盲人福祉協会	木 村 千 代 子
委員	自立生活センターやお代表	阪 本 美 津 雄
委員	南山本地区自治振興委員会	増 井 重 春
委員	高安西地区自治振興委員会	合 野 公 子
委員	公募市民委員	前 野 香 苗
委員	公募市民委員	嶋 田 哲 夫
委員（幹事）	八尾市政策推進担当部長	光 久 恒 一
委員（幹事）	八尾市健康福祉部長	橋 本 友 文
委員（幹事）	八尾市建築都市部長	山 谷 剛 三
委員（幹事）	八尾市土木部長	大 西 正 勝
アドバイザー 委員	国土交通省近畿運輸局 交通環境部消費者行政・情報課長	坂 東 誠
アドバイザー 委員	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課主任専門員	三 浦 富 士 夫